

昭和五十三年三月十七日提出  
質問 第二二三号

地方鉄道の運転委託契約の実態等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年三月十七日

提出者 荒木 宏

衆議院議長 保利 茂殿

### 地方鉄道の運転委託契約の実態等に関する質問主意書

大阪府都市開発株式会社は運転業務を南海電鉄株式会社に委託しているが、これは他に例をみない特殊事例である。かかる運転委託の場合につき、一般的にその委託契約の内容及びその妥当性並びに地方鉄道業会計規則に基づく会計処理等の公正を担保するため説明を求める要望が高まっている。

前記会計規則によれば、鉄道業営業費は線路保存費、電路保存費、車輛保存費、運転費、運輸費、保守管理費、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費、一般管理費等の各項に分類され、それら営業費の各項は、更にそれぞれ人件費として給料、手当、賞与、退職金、法定福利費、臨時雇賃金の各目に細分され、また経費として修繕費、固定資産除却費、備消費費、被服費、水道光熱費、旅費交通費、通信運搬費、雑費等の各目に細分されている。

しかして私鉄統計年報によれば、大阪府都市開発株式会社の昭和五十年年度の鉄道業営業費は次のように届けられている。

項目	人件費(千円)	経費(千円)	計(千円)
線路保存費	三三、二九八	三二、〇九八	六五、三九六
電路保存費	五八、九三八	一五、一四〇	七四、〇七八
車輛保存費	七一、〇三五	一〇七、六八四	一七八、七一九
運轉費	一二三、三〇六	一一五、八〇七	二三九、一一三
運輸費	九五、九三八	七六、七三五	一七二、六七三
保守管理費	五九、四二六	一一、七六一	七一、一八七
輸送管理費	三七、四〇〇	四五、二七三	八二、六七三
厚生福利施設費	四、八七二	一、一五〇	六、〇二二
一般管理費	一〇七、四八〇	六七、九六七	一七五、四四七

ところで、前記のとおり大阪府都市開発株式会社は南海電鉄株式会社に運転を委託しており、その職員数と委託分の内訳人数は次のとおりと発表されている。

部門	職員総数	そのうち委託人数	残人数
総務	二四	〇	二四
運輸	七一	六三	八
土木	二二	一〇	一一
電気	一九	一六	三
車輜	二三	二〇	三
計	一五八	一〇九	四九

そこで次のとおり質問する。

- 一 大阪府都市開発株式会社のごとく、運転業務を委託している場合の鉄道業営業費の各項各目の人件費の計算は、職員総数で計算するのか、委託人数で計算するのか、それとも残人数で計算するのか。

- 二 また、各項各目の経費の計算はどのようにするのか。南海電鉄株式会社に支払われる委託費

を各目ごとの経費に分類して計算するのか、それとも各目ごとの経費を積み上げ計算して委託費が計算されるのか。

三 線路保存費について言えば、人件費は保線区、営繕区、建築区等工務関係の現場従事員に係る人件費とされているが、例えば土木部門は、右委託会社十一人、委託分十人とされているところ、その賃金、賞与、退職給与引当て、保険料等は右委託会社の規定を適用するのか、右受託会社の規定を適用するのか。以下地方鉄道業会計規則に定める鉄道営業費の各項、各目について同様の説明を求める。

四 運賃収入については、一般的に運転委託をし相互乗入れをしている場合、どのような配分基準によっているのか。もし契約によつて決められているとすればその配分方式はどのようなついでなのか。

五 運転の委託をするには、監督官庁の許可が必要だとされているが、委託料の算定基準はどの

ように指導しているのか。

六 右委託会社のように兼業部門がある場合の営業費の配賦基準は、各部門の専属人件費若しくは専属職員数によることとなっているが、この専属とは委託職員を含むのかどうか。  
右質問する。